

報 告 第 4 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成23年5月16日提出

新居浜市長 佐々木 龍

損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 4 号

損害賠償の額の決定について

ごみ処理施設の管理瑕疵による事故について、次のとおり損害賠償の額を決定する。
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成23年3月8日

新居浜市長 佐々木 龍

- 1 損害賠償の額 19万7,610円
- 2 損害賠償の相手方 (省 略)
- 3 事故の概要

平成23年1月31日午前10時頃、新居浜市清掃センターごみ焼却施設（観音原町乙138番地の1）において、相手方が市の委託により収集した可燃ごみを投入した際、車両検知センサーの異常により閉鎖した同施設のごみ投入扉が収集車に接触し、当該車両を損傷した。